

入 札 説 明 書

令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務 (その 2) 【再度公告】

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

国立水俣病総合研究センター

は じ め に

本令和 7 年度から令和 11 年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その 2）【再度公告】の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 寺井 仁史

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和 7 年度から令和 11 年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その 2）【再度公告】〔総合評価落札方式〕
- (2) 特質等 別添 2 の仕様書による
- (3) 賃貸借期間 令和 8 年 3 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 熊本県水俣市浜 4058-18
国立水俣病総合研究センター
- (5) 入札方法 本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。入札に参加を希望する者は環境性能に係る内容を記載した「性能等証明書」を作成し提出期限までに提出しなければならない。
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添2の性能等証明書を作成し、7.(1)の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該性能等証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所等

〒867-0008 熊本県水俣市浜 4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 樋屋

電話：0966-63-3111 メール：KSUI_KEIRI@env.go.jp

6. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和7年12月2日(火)12時まで

(持参の場合は、12時から13時を除く)

提出場所 4.の場所

提出方法 持参又は電子メール(KSUI_KEIRI@env.go.jp)によって提出すること。

なお電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和7年12月2日(火)17時までにメールにより行う。

7. 性能等証明書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限

令和7年12月3日(水)12時まで

持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時から13時は除く)とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること(提出期限必着)。郵送する場合は、包装の表に「性能等証明書在中」と明記すること。

イ. 提出場所 5.(1)の場所

ウ. 部数 性能等証明書 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル(PDF形式)により、電子メール※1で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は電子調達システム上※3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※3 電子調達システムのデータ上限は10MB

- イ. 提出場所 電子メールの場合：KSUI_KEIRI@env. go. jp
DVD-ROM 等の持参又は郵送の場合：5. (1) の場所
電子調達システムの場合：電子調達システム上

(4) 留意事項

理由の如何によらず、性能等証明書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

入札者は、その提出した性能等証明書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

9. 性能等証明書の審査

提出された性能等証明書は、別添3の審査要領に基づき、国立水俣病総合研究センターにおいて審査し、合格した性能等証明書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。性能等証明書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった性能等証明書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

10. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年12月5日(金) 11時00分

場所 国立水俣病総合研究センター内会議室
熊本県水俣市浜 4058-18

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書を令和7年12月3日(水)12時までに提出した上で、(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書を令和7年12月3日(水)12時までに持参又は電子メール([KSUI_KEIRI@env. go. jp](mailto:KSUI_KEIRI@env.go.jp))により提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

11. 落札者の決定方法

10.(2)に従い入札書を提出した入札者であって、上記3.の競争参加資格をすべて満たし、当該入札書に記載された金額が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成

された予定価格の制限の範囲内で、別添3「自動車の性能に関する審査要領」に規定する総合評価の計算方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

12. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、提案書には誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

13. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

14. その他

（1）性能等証明書の履行の確約

落札者は、性能等証明書の内容の履行を確約しなければならない。

（2）入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表する場合がある。

（3）性能等証明書の取扱い

提出された性能等証明書は、当該入札者に無断で、国立水俣病総合研究センターにおいて入札の審査以外の目的に使用することはない。

（4）電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 受付時間 平日 9 時 30 分～17 時 30 分

◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書
- ・別添 3 性能等証明書
- ・別添 4 自動車の性能に関する審査要領

環境省入札心得 (物品役務)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載)及び「令和7年12月5日開札[令和7年度から令和11年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務(その2)【再度公告】]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札の日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人の立会いがいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和 7 年度から令和 1 1 年度までの国立水俣病総合研究センター
自動車賃貸借業務 (その 2) 【再度公告】
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団
排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和 7 年度から令和 1 1 年度までの国立水俣病総合研究センター
自動車賃貸借業務（その 2）【再度公告】
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-m a i l：

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和 7 年度から令和 1 1 年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その 2）【再度公告】の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 7 年度から令和 1 1 年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務
(その 2) 【再度公告】の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 7 年度から令和 1 1 年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その 2）【再度公告】に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

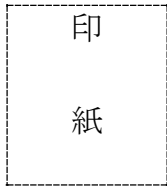
担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

質問書

業 務 名	令和 7 年度から令和 1 1 年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その 2）【再度公告】		
会 社 名			
住 所			
担 当 者	部署名：氏 名：		
担当者連絡先	T E L：		
	E - m a i l：		
質 問 事 項			



契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 寺井 仁史（以下「甲」という。）は、_____（以下「乙」という。）と「令和7年度から令和11年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その2）」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、この契約に定める条項及び別添の仕様書に基づき、乙所有の自動車3台（以下「物件」という。）を甲に貸し付け、甲はその給付の対価を乙に支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、金 _____ 円（うち消費税額及び地方消費税額 _____ 円）とし、
月額賃貸借料は、金 _____ 円（うち消費税額及び地方消費税額 _____ 円）とする。

（履行期間及び履行場所）

第3条 履行期間及び履行場所は次のとおりとする。

履行期間 令和7年3月1日から令和12年3月31日

履行場所 熊本県水俣市浜4058-18 国立水俣病総合研究センター

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の制限）

第5条 乙は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（検査）

第6条 甲は、毎月の契約履行状況について、翌月10日までに検査を行うものとする。

（賃貸借料の計算）

第7条 賃貸借料の月額、月の初日から末日までの1箇月とし、物件の賃貸借期間が1箇月に満たない場合の賃貸借料は、当該月の現日数による日割計算により算出した額とし、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（代金の支払方法）

第8条 乙は、検査終了後、第2条の規定により支払請求書を作成し、甲へ提出しなければならない。

2 甲は適法な請求書を受領したときから30日以内に乙に対価を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(物件の管理等)

第10条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 甲は、物件を第三者の権利の目的物とすることができない。

(物件の追加等)

第11条 物件の追加、取替、一部返還、改造又は設置場所を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分

野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（担保責任）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

（秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以

下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
 - 一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律

第27号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(債権譲渡の禁止)

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 住 所 熊本県水俣市浜4058-18
氏 名 支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター
総務課長 寺井 仁史

乙 住 所
氏 名

令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その 2）に係る仕様書

国立水俣病総合研究センターにおいて賃貸借する車両等は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の「自動車」の「判断の基準」を前提とし、以下の要件を満たすもの。

リース期間	令和 8 年 3 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 31 日（49 ヶ月）		
車 種	① 乗用自動車（ワゴン約 1,500～約 2,000 c c クラス） ② 乗用自動車（ハッチバック約 1,200～約 1,500 c c クラス） ③ 貨物自動車（ワゴン約 2,500～約 3,000 c c クラス） ※①、②はハイブリットタイプに限り、 ①～③のすべてについて新車に限る		
数 量	3 台（①～③各 1 台）		
車両重量	① 1,531kg 以上 1,871kg 未満 ② 971kg 以上 1,311kg 未満 ③ 2,000kg 未満		
使用燃料	①②レギュラーガソリン ③軽油		
ミッション	オートマチック（C V Tを含む）		
乗車定員	① 7 名以上 ② 5 名以上 ③ 3 名又は 6 名（最大積載量 1,000kg 以上）		
寸 法	① 全長：4,830 mm以下 全幅：1,750 mm以下 全高：1,840 mm以上 （室内 長さ：2,800 mm以上 幅：1,470 mm以上 高さ：1,405 mm以上） ② 全長：4,080 mm以下 全幅：1,695 mm以下 全高：1,485 mm以上 （室内 長さ：1,830 mm以上 幅：1,425 mm以上 高さ：1,190 mm以上） ③ 全長：4,695mm 以下 全幅：1,695mm 以下 全高：1,980mm 以上 （室内 長さ：3,000 mm以上 幅：1,545 mm以上 高さ：1,335 mm以上）		
①、② に係る 燃 費 （JC08 モード又 は WLTC モード）	区分	燃費基準値	
	車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4km/L 以上	
	車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8 km/L 以上	
	車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3 km/L 以上	
	車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0 km/L 以上	
	車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	17.6 km/L 以上	
	車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	16.5km/L 以上	
	車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	15.4km/L 以上	
	車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	14.4km/L 以上	
③ に係る 燃 費 （JC08 モード又	区分	燃費基準値	
	車両重量	ガソリン	ディーゼル
	741kg 未満	18.4 km/L 以上	20.2 km/L 以上
	741kg 以上 856kg 未満	17.8 km/L 以上	19.6 km/L 以上

は WLTC モード)	856kg 以上 971kg 未満		17.3 km/L 以上	19.0 km/L 以上
	971kg 以上 1,081kg 未満		16.8 km/L 以上	18.5 km/L 以上
	1,081kg 以上 1,196kg 未満		14.7 km/L 以上	16.1 km/L 以上
	1,196kg 以上 1,311kg 未満		13.2 km/L 以上	14.6 km/L 以上
	1,311kg 以上 1,421kg 未満		12.2 km/L 以上	13.4 km/L 以上
	1,421kg 以上 1,531kg 未満		11.3 km/L 以上	12.4 km/L 以上
	1,531kg 以上 1,651kg 未満		10.5 km/L 以上	11.6 km/L 以上
	1,651kg 以上 1,761kg 未満		10.0 km/L 以上	12.6 km/L 以上
	1,761kg 以上 1,871kg 未満		9.5 km/L 以上	12.3 km/L 以上
	1,871kg 以上 1,991kg 未満		9.2 km/L 以上	12.2 km/L 以上
	1,991kg 以上 2,101kg 未満			12.0 km/L 以上
	車両重量が 2,101kg 以上			11.7 km/L 以上
	排出ガス基準	区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素
①、②	JC08 モード	1.15g/km 以下	0.013g/km 以下	0.013g/km 以下
	WLTC モード	1.15g/km 以下	0.05g/km 以下	0.025g/km 以下
③	JC08 モード	2.55g/km 以下	0.025g/km 以下	0.035g/km 以下
	WLTC モード	2.55g/km 以下	0.075g/km 以下	0.035g/km 以下
※いずれも JC08 モード若しくは WLTC モードどちらかの基準を満たしていること。				

主要装備	①～③共通 ＊電動格納式ドアミラー ＊プライバシーガラス ＊ABS ＊オートエアコン ＊ナビゲーションシステム（TV視聴機能付きのものについては設定が可能であればTV視聴が出来ないよう措置を講じたもの、またはTV視聴機能がないもの。ダッシュボード埋め込み型。記録メディア型。バックモニター付、FM多重対応VICS付） ＊ドライブレコーダー ＊ETC車載器（セットアップ含む）	＊パワーウインド ＊集中ドアロック ＊運転席・助手席SRSエアバッグ ＊AM/FMラジオ
車体色	別途打ち合わせのうえ決定する。	
リース料に含む費用	登録諸費用、自動車取得税、自動車税（賃貸借期間のみ）、自動車重量税（賃貸借期間のみ）、自動車損害賠償責任保険料（賃貸借期間のみ）、代車（車検、法定点検及び使用者による事故等に基づく修理を除く。ただし、点検・故障修理時において日数を要する場合は3日目より代車を提供すること。代車は賃貸借車両と同程度のものとする。）、法令に基づく点検費用（引取納車にも対応（引取納車費用が必要な場合は別途支払可）し、オイル・エレメント等の消耗品交換を含む）、タイヤ交換（必要本数、夏用のみ）、バッテリー交換（必要回数）、パンク修理	
付属品	フロアマット、サイドバイザー、緊急脱出用ハンマー及びシートベルトカッター、停止表示板、ブースターケーブル、スペアタイヤ1本又はパンク修理キット、発	

	煙筒
その他	車両はあらかじめ整備され、安全運行に支障の無いことを確認した上で納入するものとし、貸借期間内において定期的に保守を実施（巡回または店頭）するほか、故障が発生した場合には速やかに復旧できる保守体制が確立されていることを証明（修理工場等の名称、所在地）すること。 使用者の過失による事故等に基づく修理は、当センターの負担とする。
予定走行距離	①800 k m程度/月 ②400 k m程度/月 ③400 k m程度/月
納入場所	熊本県水俣市浜 4058-18 国立水俣病総合研究センター
備考	請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、国水研担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

性 能 等 証 明 書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

件名：令和7年度から令和11年度までの国立水俣病総合研究センター自動車賃貸借業務（その2）
下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする自動車の性能等			※審査欄
		①乗用自動車 (ワゴンタイプ)	②乗用自動車 (ハッチバックタイプ)	③貨物自動車 (ワゴンタイプ)	
①	車名				
②	型式				
③	車両重量 (kg)				
④	使用燃料				
⑤	ミッション種類				
⑥	乗車定員 (人)				

⑦	寸法（単位：mm） （車両寸法のほか、室内寸法も記入すること） 長さ×幅×高さ	車両寸法 （室内寸法）	車両寸法 （室内寸法）	車両寸法 （室内寸法）	
⑧	総排気量（cc）				
⑨	燃費値（km/L） JC08 モードによる値				
⑩	燃費値（km/L） WLTC モードによる値				
⑪	グリーン購入法基本方針の「自動車」の基準による燃費基準を適用し、当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たしていること。	適・否	適・否	適・否	

注 1. ⑥、⑦いずれかの表示が無い場合は、空欄とすること。

2. ※審査欄は記入しないこと。

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E - m a i l：

環境性能に対する得点

①乗用自動車（ワゴンタイプ）

$$=100+29\times \frac{\text{提案車の燃費値（　　km/L）}-\text{提案車の燃費基準値（　　km/L）}}{\text{提案車の燃費基準値（　　km/L）}} = \underline{\hspace{2cm}}$$

小数点第3位を四捨五入

②乗用自動車（ハッチバックタイプ）

$$=100+29\times \frac{\text{提案車の燃費値（　　km/L）}-\text{提案車の燃費基準値（　　km/L）}}{\text{提案車の燃費基準値（　　km/L）}} = \underline{\hspace{2cm}}$$

小数点第3位を四捨五入

③貨物自動車（ワゴンタイプ）

$$=100+29\times \frac{\text{提案車の燃費値（　　km/L）}-\text{提案車の燃費基準値（　　km/L）}}{\text{提案車の燃費基準値（　　km/L）}} = \underline{\hspace{2cm}}$$

小数点第3位を四捨五入

※表示が無い環境性能に対する得点は空欄とする。

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2. の計算方法によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

$$\text{総合評価点} = \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}}$$

- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100 点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

$$\text{環境性能に対する得点} = \text{標準点（100 点）} + \text{加算点}$$

加算点は、WLTC モード、JC08 モード、いずれも 29 点を満点（（50 点×49 か月リース÷購入の場合に想定する供用期間 7 年（84 か月）＝29.1≒29 点）とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、目標値と基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{提案車の燃費基準値}}$$

また、燃費目標値は車種・燃料種によらず燃費基準値の 2 倍とする。これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

なお、端数処理については計算途上では行わず、算出された「環境に対する得点」の小数点第 3 位を四捨五入する。

$$\text{加算点} = 29 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{\text{提案車の燃費基準値}}$$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を 1 万円で除した値とする（1 点＝1 万円）。

$$\text{入札価格に対する得点（D）} = \frac{\text{入札価格}}{10,000 \text{ 円}}$$

3. 自動車の燃費値の算定方法

JC08 モード及び WLTC モードの燃費のいずれかにより算定する。なおどちらの数値により算定するかは下記のとおりとする。

- ① 評価する全ての自動車が WLTC モードによる燃費表示を行っている場合（JC08 モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む。）は、WLTC 燃費値により評価するものとする。
- ② 上記①以外の場合は、JC08 燃費値を優先するものとする（WLTC 燃費値のみ表示している車両に限って WLTC 燃費値により評価）。